

大和市告示第74号

大和市子育て短期支援事業実施要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市子育て短期支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが困難となった場合に、一時的に宿泊を伴う養育を行うことを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業（以下「事業」という。）のうち短期入所生活援助（ショートステイ）事業を実施し、及びその費用の全部又は一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 事業は、児童の養育を適切に行うことができると市長が認めた者（以下「実施施設等」という。）に委託して実施する。

(対象者)

第3条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であって、原則として満2歳から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童とする。ただし、次に掲げる児童は、対象としない。

- (1) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症その他の他の児童に伝染するおそれがある感染症にかかっている児童
- (2) 前号に掲げるほか、疾病のため医療機関で医療を受ける必要があると認められる児童
- (3) その他市長が実施施設等において養育することが困難であると認めた児童

2 助成を受けることができる者は、対象者の保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）とする。

(利用の要件)

第4条 事業は、対象者の保護者が、次の各号のいずれかに該当する事由により、家庭において児童を養育することが困難となった場合に利用することができるものとする。

- (1) 疾病

- (2) 育児疲れ、育児不安等身体上又は精神上の事由
- (3) 出産、看護、事故、災害等家庭養育上の事由
- (4) 冠婚葬祭、出張又は学校等の公的行事への参加等社会的な事由
- (5) その他市長が必要と認めた場合

(利用日数)

第5条 利用の日数については、1回につき7日、1月につき10日、1年度につき48日を限度とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(利用の申請等)

第6条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として利用を希望する日の1週間前までに大和市子育て短期支援事業利用申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請を行う場合において、申請者が次の各号に掲げる世帯に属するときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。ただし、市が保有する公簿等により確認できること等により、当該書類の提出の必要がないと市長が認めるときは、提出を省略することができる。

(1) 市町村民税非課税世帯 当該年度分（4月1日から6月30日までの間に事業を利用する場合にあっては、当該年度の前年度分）の市町村民税が非課税であることを証明する書類

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯 生活保護受給世帯であることを確認できる書類

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、事業の利用の可否を決定したときは、大和市子育て短期支援事業利用承認通知書又は大和市子育て短期支援事業利用不承認通知書により、当該申請者にその旨を通知するものとする。この場合において、市長は、利用の決定を行ったときは、大和市子育て短期支援事業委託通知書により実施施設等に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により事業の利用の可否を決定するに当たり、児童の健康状態を確認するため特に必要があると認めるときは、申請者に対し、児童の健康診断の実施又は健康診断書の提出を求めることができる。この場合において、健康診断の実施又は健康診断書の提出に係る費用は、当該申請者が負担するものとする。

5 第3項の規定により事業の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、承認を受けた事業の利用内容を変更しようとするとき、又は利用を取りやめるときは、市長に大和市子育て短期支援事業利用変更・中止申請書を提出しなければならない。

6 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該利用内容の

変更を承認したときは、大和市子育て短期支援事業利用変更通知書により当該利用者に通知するとともに、当該決定通知書の写しを実施施設等に送付するものとする。

7 第1項及び第5項の規定による申請は、特に緊急を要する場合にあつては、事業の利用、利用内容の変更又は取りやめの前に行うことを要しない。この場合において、当該申請者又は当該利用者は、事業の利用、利用内容の変更又は取りやめの後、速やかに市長に当該申請をしなければならない。

(事業の利用に係る事前確認)

第7条 実施施設等は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、原則として利用を開始する日の前日までに、当該利用者と面接を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施施設等において面接が必要ないと判断した場合は、これを省略することができる。

3 実施施設等は、第1項の面接を実施するときは、子どもの受入れ及び引渡しの日時、実施施設等の利用方法、子どもの健康状態等について確認するものとする。

(利用の取消し)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第3項の規定による利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号に掲げる利用の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 対象者が児童福祉施設等へ入所措置されるとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により利用の決定を受けたとき。
- (4) 前条第1項の面接の結果、事業を利用させることが不相当であると市長が認めるとき。
- (5) 実施施設等が災害、事故その他の事由により利用できなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用の取消しを決定したときは、大和市子育て短期支援事業利用取消通知書により、当該利用者に通知するとともに、当該通知書の写しを実施施設等に送付するものとする。

(児童の送迎)

第9条 事業の利用開始時及び利用終了時の児童の送迎は、原則として、その保護者が行うものとする。

(利用中の通園等)

第10条 事業の利用中の保育園、幼稚園、学校等への送迎については、原則として保護者の責任

と負担により行うものとする。

- 2 実施施設等は、前項の送迎について保護者に大和市ファミリーサポートセンター事業の情報を提供すること等により児童が日常生活を継続できるよう、保護者への支援に努めるものとする。

(助成の額等)

第11条 助成の額は、別表第1に掲げる利用者が属する世帯の区分に応じ、自己負担額の欄に定める額を利用日数を乗じて得た額（事業の利用の途中で当該利用を中止した場合にあっては、別に定める額）を実際に要した費用（食費の実費を除く。以下同じ。）から差し引いた額とする。

- 2 利用者は、食費の実費について実施施設等が定める金額を負担しなければならない。
- 3 第1項の自己負担額及び食費の実費は、利用者が実施施設等に直接支払うものとする。
- 4 市長は、事業に要する費用のうち、第1項の規定による助成の額を委託料として実施施設等に支払うものとする。

(助成の額の特例)

第12条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、利用者が次の各号に掲げる事由に該当すると認めるときは、実際に要した費用の額を助成の額とすることができる。

- (1) 失業、疾病等により著しく所得が減少したとき。
- (2) 天災その他不慮の災害等による被害を受けたとき。
- (3) その他特別の理由があるとき。

- 2 前項の規定による助成（以下「自己負担免除」という。）を受けようとする利用者は、大和市子育て短期支援事業自己負担免除申請書に申請理由を明らかにする書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、自己負担免除の可否を決定したときは、大和市子育て短期支援事業自己負担免除可否決定通知書により、当該利用者にその旨を通知するものとする。この場合において、市長は、自己負担免除の承認の決定を行ったときは、当該通知書の写しにより実施施設等に通知するものとする。

(実施施設等の責務)

第13条 実施施設等は、事業を実施した月の翌月の10日までに、当該事業の実績について大和市子育て短期支援事業実績報告書より市長に報告しなければならない。

- 2 実施施設等は、事業の実施に際して事故が生じた場合その他事業の実施に支障を及ぼすおそれがある事態が生じた場合には、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。
- 3 実施施設等は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務委託が終了した後に

においても、同様とする。

(様式)

第14条 この要綱で使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による事業の委託に関する契約その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

別表第 1 (第 1 1 条関係)

利用者が属する世帯の区分	自己負担額	
	基本額	午前 9 時から午後 5 時まで に利用した場合の加算額
生活保護法による被保護世帯	0 円	0 円
市町村民税非課税世帯	1, 0 5 0 円	3 0 0 円
その他の世帯	2, 1 0 0 円	6 0 0 円

備考 自己負担額は、児童 1 人 1 日当たりの金額とする。

別表第 2 (第 1 4 条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大和市子育て短期支援事業利用申請書	第 6 条
第 2 号様式	大和市子育て短期支援事業利用承認通知書	第 6 条
第 3 号様式	大和市子育て短期支援事業利用不承認通知書	第 6 条
第 4 号様式	大和市子育て短期支援事業委託通知書	第 6 条
第 5 号様式	大和市子育て短期支援事業利用変更・中止申請書	第 6 条
第 6 号様式	大和市子育て短期支援事業利用変更通知書	第 6 条
第 7 号様式	大和市子育て短期支援事業利用取消通知書	第 8 条
第 8 号様式	大和市子育て短期支援事業自己負担免除申請書	第 1 2 条
第 9 号様式	大和市子育て短期支援事業自己負担免除可否決定通知書	第 1 2 条
第 1 0 号様式	大和市子育て短期支援事業実績報告書	第 1 3 条